



号外

昭和34年4月1日
第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

岩手県職員労働組合

No.2441

2017年

12月12日

書きましたか？退職手当引下げ阻止「レッドカード」。1月想定ヤマ場交渉に向けて最大限集約しよう。

12.11 県議会・給与条例可決

2017 給与改定 差額支給は12月27日

=退職手当引下げ阻止闘争は2月議会前(1月)がヤマ場と想定=

12月11日、県議会は本年の給与改定に係る給与条例を可決。当局は差額支給日を12月27日とすることを明らかにした。これで確定闘争の成果が結実する結果となった。

一方、12月8日、国会(参議院)は国家公務員に係る退職手当を約78万円引き下げる退職手当法を可決。当県では秋の交渉の結果、12月議会での退職手当引下げ提案は回避させたものの、全国で既に25都府県で引下げ提案がなされる(12月8日時点)など予断を許さない。岩手県地方公務員共闘会議(議長:佐藤淳一岩教組委員長)では、2月議会での提案を警戒し、1月中・下旬を闘争ヤマ場と設定。12月中に退職手当引下げ阻止「レッドカード」集約に全力を挙げることを確認している。退職手当引下げの反対姿勢を示すとともに、職員の勤務意欲確保策の実現に向けて最大限結集しよう。

職員の希望を踏まえた人事異動の実現を!

12.11 2018定期人事異動に関する要求書提出・交渉

12月11日、「早期内示・異動期間の確保」、「本人希望の尊重」等を柱とする人事異動に関する要求書を提出し、佐藤人事課長と交渉を行った。概要は次のとおり。



人事課長の姿勢を質す県職労交渉団

1 早期内示について

(県職労) 早期内示を。最低でも発令日
前の3回の週休日の確保を。沿岸部の住宅
事情が厳しい。公舎確保と柔軟な対応を。

(人事課長) 一定程度の週休日を確保する
ことを含め、出来る限り配慮。沿岸地区に

おいて、異動先で住居が直ちに確保できないため、異動先の地域に再度転居することを前提に、一旦異動先の地域以外の地域の住居に転居した後、異動先の地域に再度転居した場合は、再移転について赴任旅費の支給を認めており、来年度の人事異動でも継続の予定。

(県職労) 親の介護等の事情や子どもの転校等の対応や住居確保のためにも早期内示を求める。また、先の確定闘争でも訴えたが、沿岸部の借り上げ公舎等の確保を強く求める。

裏面に続く

2 本人希望の尊重

(県 職 労) 職員の家庭や個々の事情について把握したうえで、本人希望を尊重すること。特に、子育て、介護、病気療養等の事情を抱えている職員については、十分な配慮を。

(人事課長) 身上調書の内容により、本人の希望や家庭事情、単身赴任の状況などを把握するとともに、県職労からの情報もいただきながら、検討していく。出来る限り家庭事情等を考慮した配置に努めたいが、全ての職員の意向に沿うことが出来かねることも理解いただきたい。

(県 職 労) 人事異動は、重要な勤務・労働条件の変更。本人希望は最優先で考慮すべき。異動は人生設計や勤務意欲に影響を及ぼす。最大限の配慮を強く求める。



回答する佐藤人事課長

3 赴任旅費の改善

(県 職 労) 人事異動に係る転居に伴う自己負担の緩和も課題。標準的な引っ越し費用を踏まえた算定見直し、民間賃貸住宅への移転に伴う礼金・仲介手数料等を算定対象としていただきたい。

(人事課長) 赴任旅費のうち移転料の金額は、国や他県との均衡を踏まえた額。移転料の算定方法の見直しや対象費用の追加は、移転料のみならず旅費制度全体の在り方として、費用弁償の側面をどれだけ制度に反映されるかという観点から考えなければならず、今後、他県の制度等を研究していく。

(県 職 労) 算定方法は鉄路前提であり、現状と乖離。遠距離異動者への負担緩和の観点から検討を。

4 育休代替職員の適正配置

(県 職 労) 身上調書の面談に当たり、育休の見通しを伺っているところ。特定事業主行動計画にも育休代替職員の配置に努めるとしているが、臨時職員の配置となっており十分でない。対策は。

(人事課長) 育休代替職員の配置は、現在、まずは欠員解消に全力で取り組んでいるところであり、育休代替職員については、取り得る方策として臨時職員で何とか対応している状況。各部局からのヒアリングなどを通じて各職場の状況を聞いて対応を検討。

(県 職 労) 専門職をはじめ育休代替として臨時職員の配置では業務が廻らない。正規を配置すべき。

怒 守衛 完全民間委託崩さずも対応策示さず・再度交渉へ 12.11 現業評・管財課総括課長再交渉

12月11日、現業評議会（議長：山口耕司・管財課分会）は、先に猪久保管財課長が示した守衛業務の完全民間委託の撤回を求め、猪久保管財課長と再交渉を行った。



回答する猪久保管財課長

猪久保課長は 2022年度からの守衛完全委託の方針を崩さない一方で、正規守衛が減となったことに伴う不適正事案への防止策について「受託業者への指導を強化する」等に終始し、納得できる回答とは程遠いことから、民間委託は応じられないとし、再度交渉することとした。一方、車庫は当面、現体制を維持する姿勢を引き出した。現業評は管財課の姿勢を断じて許さず、当局責任で納得できる対応を求め交渉を継続していく。



管財課長の姿勢を質す交渉団